議案第４９号

清水町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第９６条第１項第１号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和２年６月８日提出

清水町長　阿　部　一　男

清水町介護保険条例の一部を改正する条例

清水町介護保険条例（平成12年清水町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「令和元年度及び」を削り、「25,200円」を「20,160円」に改め、同条第３項中「令和元年度及び」を削り、「25,200円」を「20,160円」に、「42,000円」を「33,600円」に改め、同条第４項中「令和元年度及び」を削り、「25,200円」を「20,160円」に、「48,720円」を「47,040円」に改める。

附則に次の１条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

第８条　令和２年２月１日から令和３年３月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第１項の規定による届出が行われなかったため令和２年２月１日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年２月１日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第９条第１項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

（１）　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

（２）　新型コロナウイルス感染症の影響により、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア　事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の３以上であること。

イ　減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

２　前項の場合における第９条第２項の規定の適用については、同項中「提出しなけ

ればならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の清水町介護保険条例の規定は、令和２年４月１日から適用する。ただし、改正後の清水町介護保険条例附則第８条の規定は、令和２年２月１日から適用する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の清水町介護保険条例の規定は、令和２年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。